○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十三年五月七日農林水産省告示第五百七十号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十六年七月二十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

佐賀県唐津市相知町伊岐佐字弁方甲八九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

四　指定の有効期間　三年

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
412811	辻本　仁士
412813	楓　学
412815	福田晋一郎
412817	佐藤　正樹
412819	渡邊　昭
412821	原　寛和
412823	藤垣　寿通
412825	河合　健一
412812	面山　昭生
412814	大山　政幸
412816	水野　陽介
412818	池田　聡
412820	上野　龍平
412822	城川　雅晶
412824	商橋　克征

○経済産業省告示第百五十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十六年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	（変更前）
210413	中山　美雪
300302	近藤　一慶
410684	山田真里子
	（変更後）
210413	清水　美雪
300302	近藤　紀昭
410684	田中真里子

○経済産業省告示第百五十八号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十六年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
105525	長尾　勇
106411	鈴木　覺
204447	本田　隆
206080	黒田　安広
209963	本間　隆雄
210270	小林　正一
212899	若本　修治
214190	長谷川鉄也
214394	松山　陽子
401530	西村　伸郎
406833	山内　隆仁
106004	山口　朝行
106992	華井　利幸
205784	石川　一芳
208553	小川　利夫
210167	市川　公一
211139	皆良田　剛
214038	村島　克利
214306	板倉　麻子
301307	小林　秀樹
401876	高木　春男

○経済産業省告示第百五十九号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年七月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年七月二十三日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
106598	星野　雄一

○国土交通省告示第七百四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二十の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「南町三丁目四番十九号」を「本町二丁目二番十四号」に改める。

○近畿地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十三日

近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百七十八号	京都府船井郡京丹波町須知美女山三番一から同町市森ウバ一四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局福知山河川国道事務所及び同局京都国道事務所

○沖縄総合事務局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十三日

沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉外堀田原一一三五番から同村字喜如嘉板敷原二七〇番まで	前 A	八・五〇～二六・四〇メートル	〇・五九三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	一二・〇〇～三〇・三〇メートル	〇・五二五キロメートル	
	後 B	一二・〇〇～三〇・三〇メートル	〇・五二五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所